(鶏その他家きん飼養者の皆様へ)

飼養衛生管理基準の改正について

令和2年4月に家畜伝染病予防法が改正されたことに伴い、 農場における飼養衛生管理をより徹底するために、「新しい飼 養衛生管理基準」が、**令和2年10月1日**から施行されます。

(一部の取り組みについては、猶予期間が設定されています。)

主な改正内容

- 1 家きんの所有者の責務を新設 (I-1)
- 2 飼養衛生管理に係るマニュアルの作成並びに従業員及び 関係者への周知徹底を新設 (I-3)
- 3 衛生管理区域の考え方を明確化(1-7)
- 4 愛玩動物の飼育禁止を新設(1-9)
- 5 衛生管理区域入口での更衣及び車両の乗降の際の交差汚染 防止措置を追加 (II-14、15)
- 6 家きん舎以外の飼料保管庫、堆肥舎等への野鳥等の侵入防 止措置を追加 (II-24)
- 7 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒を新設 (Ⅲ-27)
- 8 衛生管理区域から退出する車両および搬出する物品の消毒 等を新設 (IV-31、32)

※詳細は、別添の「飼養衛生管理基準」(本文)をご覧ください。

東濃家畜保健衛生所

TEL:0573-26-1111 (内線395) FAX:0573-25-7669

E-mail:c24507@pref. gifu. lg. jp

